

可児市が発注する公共工事から発生する産業廃棄物適正処理について

総務部管財検査課

1. 施工計画書について

- ・再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書を添付
- ・建設廃棄物処理委託契約書（1次、2次）写し
- ・処分、運搬許可証、許可車両番号写し
- ・処分場所、運搬経路図記載

監督員は運搬、処理計画を確認する。（許可品目、許可期限、処理能力）

2. 処理施設の現地確認

- ・請負者は処理施設の状況写真撮影（100m³に1枚程度）
- ・処理施設の全景、処理施設許可証掲示板の写真撮影
- ・運搬車積込、積下ろし状況をナンバーを入れて写真撮影
- ・運搬車への表示、書面備え付けの確認
- ・過積載の確認

監督員は100m³以上を処理委託する場合は、実地確認する。（記録保存）

3. マニフェストの確認

- ・監督員は、概ね工期内に1~2回程度、もしくは1回/3ヶ月程度、工事完了後、原本を確認する。（A票、D票、E票 確認照合欄のサイン、契約書サイン、管理ナンバー、数量、変更の有無の確認）
- ・管財検査課は、査察において適正な建設廃棄物処理が実施されるよう監督、管理に関する指導を行い、工事完成検査時には原本確認を行う。
- ・請負者は、工事完成検査時にマニフェストの原本を提示する。処理委託業者が中間処理後に廃棄物を最終処分業者等に委託した場合、マニフェストE票（2次）の写しを提示する。
- ・担当課は、工事検査完了後もマニフェストの管理を行う。（マニフェストD票、E票は、それぞれ交付から90日、180日以内に回送する）

4. その他

- ・請負者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第18条により、再資源化完了報告を発注者に書面で報告する。
（再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書を電子媒体で提出）
- ・発注者は、建設副産物の処理に必要な経費を設計に計上する。産業廃棄物適正処理について特記仕様書に明記する。
- ・請負者は、残土処分地までの経路図、距離、残土埋戻確認書（写）を施工計画書に記載添付し、処理状況写真を提出する。監督員は車数伝票を確認する。

5. 適用年月日

- ・平成16年12月1日付け契約の工事から適用する。
- ・平成18年4月1日付け契約の工事から適用する。
- ・平成21年4月1日付け契約の工事から適用する。
- ・平成24年4月1日付け契約の工事から適用する。